

質 疑 応 答 書

業務名 平成 2 5 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	公募型プロポーザル応募説明書 2P 8	提案書に社名の記載は可能か？	審査に影響しないよう、応募者名等を記載しないようお願いいたします。なお、提案書に応募者名等の記載がある場合、事務局で当該部分を抹消します。
2	公募型プロポーザル応募説明書 3P 10	プレゼンテーションへの参加人数に上限はあるか？	参加人数の上限については、会場のスペースに限界があるため、2 名以内でお願いします。
3	別紙「業務内容」 3P 第 1.2(4)	福祉事務所が 8 か所ありますが、作業統括責任者や作業リーダーは各事務所に配置されるという認識でよいのか？	作業進捗管理等の観点から実施可能な体制を確保した提案内容であれば、作業場所すべてに作業リーダーや作業統括責任者を配置する必要はありません。
4	別紙「業務内容」 3P 第 1.2(4)	期日までに人員の確保ができなかった場合ペナルティはあるか。	人員確保が間に合わない場合も想定できることから、直ちにペナルティが発生することは想定していない。 ただし、事業実施に問題が発生するほど長期にわたり確保できない場合などは、遅延損害金の対象になる場合がある。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書

業務名 平成 2 5 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
5	別紙「業務内容」 3P 第 1.2(4) ア(エ)	減員要請はいつまでに(何日前までに)行われる予定か?	減員要請は作業量が大きく下回り、人員の余剰を確認した際に行う。 また、実際に減員が実施されるまでの期間については、協議の上決定する。
6	別紙「業務内容」 3P 第 1,2(4) ア(ウ)～(エ) 5P 第 2,1(4)	作業量の増減により人員の調整が求められるが、委託料の変更の可能性はあるか?	人員の増減が長期にわたり当初の実施計画より著しく状況が変わる場合は、委託料についても、協議の上、変更契約を締結する可能性があります。
7	別紙「業務内容」 5P 第 2.1(4)	業務量が想定より多い場合の増員時には変更契約も踏まえた協議という理解で問題ないか?	「質問番号 6」回答のとおり
8	別紙「業務内容」5P 第 2.1	コールセンターに係る端末やマウス等の貸与のほかにインカムなども貸与されるか? また回線も発注者にて用意するか?	インカムなどについても発注者で用意し、受託者へ貸与する予定です。また、回線についても発注者で用意予定です。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書

業務名 平成 2 5 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
9	別紙「業務内容」 7P 第 2.1(7) ウ	日次報告を作成するうえで、受電数や応答数などがわかる機能を有しているか？	日次報告は、「平成 2 5 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務データベースシステム」に登録した内容を後日抽出するので、抽出データを基に作成してもらう予定です。
10	別紙「業務内容」 10P 第 2.3(6)	現金支払い対象者の対応について、受注者が現金を取り扱うことはあるか。	現金支払い対象者への現金送付等は基本的に発注者で行う予定です。
11	別紙「業務内容」 3P 第 1.2(4)	15,000 件の想定作業件数と人員配置について、処理の期日や進め方(広島市安芸福祉事務所 700 件など少ない件数から先に終わらせる等)に指定はあるか？また、人員配置については処理残数にかかわらず、期間中は常時配置を想定した方がよいか？	処理期限は未定だが、6 月末までに 15,000 件のうち 4 割に当たる 6,000 件の終了を目標としている。なお、処理の進め方は、契約後に協議を行い決定する。 また、処理残数が 0 件となった場所については、人員を継続設置しない。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。